



議願書第 12 号 持参

4.11.16

付 あ

栗東市議会議長
田中 英樹 様

令和 4 年 11 月 16 日

請願者

住 所 栗東市中沢 2丁目 5-2-714号
氏 名 伊藤 彩子



紹介議員

氏 名 青木 千尋



緊急事態条項の創設に反対する意見書の提出を求める請願書

請願の要旨

緊急事態条項（国家緊急権）は、深刻な人権侵害を伴い立憲主義が損われるおそれがある。自民党は改正草案に続きたたき台草案として、第 73 条の二、大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待つことまがないと認める特別の事情があるときは、内閣に法律と同一の効力を有する政令の制定権を与える、両議員の任期及び選挙期日に特例を設けることを認めている。しかし、大地震その他の異常かつ大規模な災害に対処するための措置を講じる必要性は認められず、また、事後の国会承認についての定めのみでは内閣及び内閣総理大臣の権限濫用を防ぐことはできない。よって、日本国憲法を改正し、大地震その他の異常かつ大規模な災害に對処するための同草案が定めるような緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに反対する。栗東市においても是非意見書を提出していただくよう請願します。

請願の理由

国家緊急権とは、戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもって対処できない非常事態において、國家の存立を維持するために、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置を探る権限をいう。自民党は、2012年に、「緊急事態」を定めた自民党改正草案に続き、2018年たたき台草案を公表した。自民党たたき台草案は、①大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待つことまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。②内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。③大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院の総選挙又は参議院の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議員の出席議員の三分の二以上の多数で、その任期の特例を定めることができるとされている。その内容は、戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など平時の統治機構をもっては対応できない非常事態において、國家の存立を維持するために、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限（国家緊急権）を認めるといえる。緊急事態条項（国家緊急権）が立憲的な憲法秩序を停止し、人権が侵害されるおそれがあることについて意見を述べる。

1. 地震等による大規模な災害

災害対策の法制度においては、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法がある。また、人為的な災害として戦争、内乱、恐慌などの災害があるが、現行の新型インフルエンザ特別措置法、災害救助法、警察法、自衛隊法

等の法整備に、未整備の部分があるとしても平時における法律の改正で対応が可能である。

2. 日本国憲法

日本国憲法は、最高法規である憲法により国家権力を制限し、人権保障を図るという立憲主義を基本理念としている。国家権力の濫用から国民の自由や権利を守るために、国民が日本国憲法を確定し、その憲法には、「個人の尊重」と基本的人権の保障並びに権力分立を定め、憲法の最高法規性を担保するために裁判所に違憲立法審査権を認めた。さらに戦争を経て戦争は最大の人権侵害であるという教訓のもと、全世界の国民に平和的生存権を認め、武力による威嚇又は武力の行使を禁止し戦力不保持、交戦権否認という徹底した恒久平和主義を採用している。日本国憲法の根本にある立憲主義は、「個人の尊重」と、「法の支配」を中心とする理念であり、国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義などの基本原理を支えるものである。そしてこの基本理念と基本原理は、人類の叡智が込められたものであり、将来の世代にわたり永続的に受け継がるべきものである。

3. 緊急事態条項（国家緊急権）の濫用の実例

緊急事態条項（国家緊急権）は立憲的な憲法秩序を停止して行政府に権限を集中し、その間人権保障を停止させるおそれがあり、過去においても濫用してきた。

①ドイツでは、ワイマール憲法48条大統領非常事態権限による緊急命令に基づき、1933年1月ヒトラーは政敵へのテロ行為、独裁政権によるユダヤ人大量虐殺等の人権侵害を行った。

②フランスでは、ドゴール大統領による緊急権を1961年に発動、アルジェリアにお

ける反乱を鎮圧。その後も 5か月間緊急権を適用し強制収容対象者の範囲を拡大、出版の自由を制限する措置などが行なわれた。また、2015年パリ同時多発テロでは緊急事態宣言が出され、期間の延長、テロ疑惑者の自宅軟禁や宗教施設閉鎖などが行なわれた。

③日本では、1923年戒厳令中の緊急勅令の中、多数の中国人や朝鮮人の虐殺、「大杉事件」「亀戸事件」などが起きた。

④トルコでは、エルドアン大統領は2016年クーデター未遂事件後に非常事態宣言を発令、2018年の解除までに約8万人が拘束され公務員約16万人が免職された。

⑤カナダでは、2022年トルドー首相はトラック運転手新型コロナワクチン接種義務化などへの抗議デモに対し、緊急事態法を発動。デモ参加している人は平和的かつ直ちに地元に戻るよう要請された。トラック運転手らの法人銀行口座と資金援助のクラウドファンディングは凍結、車両保険も一時中止され更に法外な罰金と懲役刑を科すと宣告された。

4. 緊急事態条項が設けられている国

米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダのうち憲法に緊急事態（非常事態）の条項を定めているのはドイツとフランスである。その歯止めも行政以外の機関（議会や裁判所）が行なうことができるとされており、また国民の「抵抗権」も認めている。

5. まとめ

緊急事態条項（国家緊急権）は立憲主義を破壊し、人権を侵害する大きな危険性がある。歴史上も、緊急事態の名目の下、混乱に乗じて権力者の地位を強化するために

濫用されてきた。1946年衆議院帝国憲法改正案委員会において、金森徳次郎国務大臣は、大日本憲法改正案（日本国憲法案）に「緊急勅令」「緊急財政処分」「非常大権」などの規定を設けていない理由として①民主政治を徹底させて国民の権利を十分擁護するためには、非常事態に政府の一存で行う措置は極力防止しなければならないこと、②非常という言葉を口実に政府の自由判断を大幅に残しておくとどの様な精緻な憲法でも破壊される可能性があること、③特殊の必要があれば、臨時国会を召集し、衆議院が解散中であれば参議院の緊急集会を召集して対応できること、④特殊な事態には平常時から法令等の制定によって濫用されない形式で完備しておくことが出来ること、と答弁している。また伊藤博文「憲法義解」は、大日本帝国憲法第八条「緊急勅令」について「政府が憲法違反をする可能性がある、その制裁をすることが出来ない。政府は権力であり政府以外の機関は権力が無いので処罰できない」と述べている。緊急事態条項を設け政府が国家緊急権を行使しても、それを憲法や法令違反として追及できなくなることは大変に有害である。人は誰しもが、人間だからこそ間違えることがある、という前提を持つことが大事である。また、緊急権を内閣が持つことにより、緊急事態に対処する良案が見つかるという保障はない。金森徳次郎国務大臣の「備えよ、常に」、平時の準備の方が肝要であり、むしろ想定外の事態にこそ多数の視点が必要であり求められる。

以上の理由で、日本国憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに反対する。

以上